

飼料用特別売買麦買受資格審査申請書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
(畜産局飼料課経由)

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

飼料用特別売買麦の買受資格の審査を申請します。
また、飼料用特別売買麦の買受資格者と認められた場合、麦の流通に関する法令^{※1}を遵守し、飼料用輸入麦を適正に使用することを誓約するとともに、下記の事項について同意します^{※2}。

記

- 1 飼料用輸入麦の特別売買契約に係る買受資格者となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。
- 2 飼料用輸入麦の特別売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。
- 3 買受資格の取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

※1 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

※2 団体の場合は、本申請書の提出をもって、共同購入者についても誓約・同意したこととする。

直近1か年の 飼料の取扱実績	トン（前年度 トン）
備考	

(注) 1 直近1か年の飼料の取扱数量欄には、申請者が団体の場合は、当該団体又はその構成員の飼料の取扱実績の合計を記入すること。

2 必要に応じて製造する製品に関する資料を添付すること。